

力 体育施設調査票

○ 民間体育施設に係る調査項目の削減

【変更の概要】

民間が設置した体育施設（本調査票の「5 設置者」の調査項目において選択肢のうち6～11の「公立以外」とされているもの^(注)に該当する施設。以下「民間体育施設」という。）について、下表のとおり、調査項目を削減する。

(注) 「6 独立行政法人」、「7 一般社団法人・一般財団法人・公益社団法人・公益財団法人」、「8 会社」、「9 その他の法人」、「10 任意団体」及び「11 個人」

表

本件変更後の民間体育施設の報告の要否

調査項目	報告の要否	
	変更案	現行
1 施設の名称	○	○
2 施設の所在地	○	○
3 施設の長の氏名	○	○
4 取扱者氏名	○	○
5 設置者	○	○
6 所管別（公立の施設のみ回答）	×	×
7 指定管理の相手先（公立の施設のみ回答）	×	×
8 職員数（人）	○	○
9 施設・設備の状況	(1) 施設の種類	○
	(2) <u>受動喫煙防止のための対策の方法</u>	×
	(3) <u>コンピュータの導入状況</u>	×
10 ボランティア活動状況	(1) <u>ボランティア登録数</u>	×
	(2) <u>ボランティアに対する研修の有無</u>	×
	(3) <u>ボランティア活動の種類</u>	×
11 事業実施状況	(1) 各種事業	○
	(2) 民間社会教育事業者との連携・協力の状況（公立の施設のみ回答）	×
	(3) <u>共催相手</u>	×
	(4) <u>情報提供方法</u>	×
12 運営状況に関する評価の実施状況	—	—

(注) 「○」印は報告が必要であること、「×」印は報告が不要であること、「—」印は調査項目が存在しないことをそれぞれ示す。

【審査結果】

民間体育施設については、これまでの本調査において調査票回収率が6割程度にとどまっていることから、文部科学省から本調査の経由機関である教育委員会へ回収率の向上を要請しているが、これに対し、教育委員会から文部科学省へ、民間体育施設に対する調査項目が細かく、報告が煩雑であるとの意見が随時寄せられている。

これまで、社会体育施設と民間体育施設との比較や、体育施設全体の把握の観点から、民間体育施設についても社会体育施設と同じ調査項目により調査してきたが、これまでの調査

により、今回、削除を予定している民間体育施設における受動喫煙防止のための対策の実施状況やボランティア活動の状況等については、一定程度、傾向を把握することができている。

このため、本件変更により、これらの事項を削除することとしているところ、これについては、把握する必要性が低下してきている調査項目を削除することにより報告者負担を軽減し、民間体育施設に係る調査票回収率の向上を図るものであることから、適当であると考える。